

## 山梨県受注開拓支援事業費 F A Q

### (事業概要)

Q 1 山梨県受注開拓支援事業の概要は。

A 1 中小企業が単独では対応が困難な製造現場における企画開発力・営業力を強化するなど、出口戦略に関し高い能力を有する者を、成長分野受注開拓請負人として雇用し、県内中小企業の支援を行う経営ソリューション事業体に対して助成する事業です。

### (対象分野)

Q 2 当該事業の対象分野は。

A 2 山梨県産業振興ビジョンで示した今後成長が期待される4つの分野  
クリーンエネルギー関連産業  
スマートデバイス、複合素材、環境素材に関連する部品加工産業  
生産機器システム産業  
医療機器、介護機器、生活支援ロボット製造産業  
です。

Q 3 燃料電池産業は対象分野となるのか。

A 3 当該事業で対象とする分野は  
1 クリーンエネルギー関連産業  
2 スマートデバイス、複合素材、環境素材に関連する部品加工産業  
3 生産機器システム産業  
4 医療機器、介護機器、生活支援ロボット製造産業  
です。燃料電池産業は、1 クリーンエネルギー関連産業であり、対象分野となります。

### (経営ソリューション事業体の対象団体等)

Q 4 経営ソリューション事業体(以下「事業体」という。)の対象となる団体は。

A 4 県内に活動の拠点を有する民間事業体、公益財団法人、NPO法人等とします。

また、応募時点においては、これから起業する者も含むものとしますが、

事業実施までに法人としての手続きが済んでいることが必要です。

Q 5 起業する場合、申請書提出時点や審査会時点には、新会社を設立できていない。申請書類を証拠書類とすればいいのか。

A 5 はい。事業開始時点までには、設立手続きを完了して下さい。

Q 6 ガイドラインの「2 応募対象団体及び団体数」にある「県内に活動の拠点を有する民間事業体」とは。

A 6 県内に本社もしくは事業所がある民間事業体です。

Q 7 組織形態は。

A 7 起業、既存企業内の部門化、分社化による新会社の設立が考えられます。

Q 8 採択予定件数は。

A 8 原則として1社。請負人は、フルタイム勤務(1日8時間・週5日)換算で、4名を想定しています。

(事業費)

Q 9 当該事業の補助金額と補助対象経費は。

A 9

平成27年度及び平成28年度の補助金額 16,916千円

内訳

- ・ 請負人人件費  $6,000 \text{千円} \times 4 \text{人} \times 1/2 = 12,000 \text{千円}$
- ・ 旅費(請負人活動旅費)  $50 \text{千円} \times 12 \text{月} \times 4 \text{人} = 2,400 \text{千円}$   
(連絡調整等旅費)  $50 \text{千円} \times 4 \text{回} \times 4 \text{人} = 800 \text{千円}$
- ・ 需用費(コピー用紙、事務用品等)  $10 \text{千円} \times 12 \text{月} = 120 \text{千円}$
- ・ 役務費(通信費)  $5 \text{千円} \times 12 \text{月} = 60 \text{千円}$
- ・ 使用料及び賃貸料(パソコン、机等リース料)  
 $32 \text{千円} \times 4 \text{台} \times 12 \text{月} = 1,536 \text{千円}$

請負人に対する人件費は、当該事業における標準的な額を年額6,000千円/人と想定し、その額の1/2相当(3,000千円:定額)を助成するものとします。残りについては、事業を行う事業体等が、請負人の活動実績に応じて支弁するものとします。

(実績報告等)

Q 1 0 実績報告は必要か。

A 1 0 山梨県受注開拓支援事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第8条により、実績報告書を提出して頂きます。

また、その際、当該事業における事業収支決算書の提出も必要となります。

なお、既存企業内で部門化して事業を行う際には、当該部門については既存事業とは別会計で事業収支を管理してください。

Q 1 1 年度ごとに事業評価はありますか。

A 1 1 あります。原則として、事業体が営業を行った大手企業等や支援した中小企業等が合計で30社以上あり、かつ、支援した中小企業が新たに合計で4名以上雇用することが必要です。

また、当該事業は、雇用開発支援事業費等補助金(戦略産業雇用創出プロジェクト)に基づき実施しているため、事業実績によっては、国の判断により、事業継続が困難となることがあります。

Q 1 2 状況報告で報告書へ記載する内容は、細かい内容まで必要となるのか。相手企業との商談内容で、秘密保持のため書けない部分もある。

A 1 2 細かい部分までの記載は不要です。業務月報として捉えて記載して下さい。

Q 1 3 日報の管理はしないのか？

A 1 3 日報の管理までは行いません。ただし、実績報告の内容を確認する際、必要となる場合があります。

Q 1 4 タイムカードは必要か。

A 1 4 タイムカードは必須ではありません。(事業体の判断に委ねます。) 請負人が勤務したことがわかる書類を実績報告時に提出して下さい。

Q 1 5 請負人の給料計算等を別会社に委託したいが、補助対象になるのか。また、部屋の賃料は補助対象になるのか。

A 1 5 補助対象として認められる経費は、旅費・需用費・役務費・使用料及び賃借料(賃借料については県内に限る。)です。これに該当する経費であれば、補助対象となります。

( 翌年度以降の取り扱いについて )

Q 1 6 平成 2 7 年度に事業体として採択された者は、平成 2 8 年度も引き続き事業体として採択されるのか。

A 1 6 採択は可能です。ただし、平成 2 8 年度に、再度申請書を提出していただきます。

平成 2 7 年度の申請書には、各年度の事業内容を記述して頂きますが、この事業内容と同程度と認められた場合は、補助事業者に採択されます。ただし、県議会での予算成立が前提となります。

Q 1 7 平成 2 7 年度には、A 社が事業体として採択され、その一部門で請負人を雇用し事業を開始した。事業を進めたが、A 社の方針として、当該補助事業を、分社化した B 社が事業を継続していくことになった。この場合、B 社は事業体に当たるのか。

A 1 7 B 社を事業体として取り扱うことは可能ですが、予め、変更申請書を提出し、変更承認を受ける必要があります。その際、A 社と B 社の関係性が分かる書類や、A 社が事業体として行っていた事業を B 社で行っていくことが確認できる証明書類の提出( B 社の登記簿謄本や A 社から B 社に事業を継承したことがわかる証明書 ) も必要です。

( 請負人について )

Q 1 8 申請時に予定していた請負人 4 名のうち、1 名が予定していた請負人と異なる者になる。その際の手続きは。

A 1 8 予め、変更申請書を提出し、変更承認を受ける必要があります。ただし、請負人としてのスキルに疑義がある場合には、請負人として認められない場合もあるため、こうした場合は別の者を選んで頂くか、又は、請負人 3 名で事業を行って頂くこととなりますが、事業計画全体の変更が必要となります。

Q 1 9 請負人として他県に居住する者を週 2 日で雇用することはできるのか。また、この者が業務の都合上、山梨県内で宿泊する場合や山梨県までの旅費は、この事業の対象経費に当たるのか。

A 1 9 他県に居住する者も請負人として雇用できます。

宿泊費や旅費のうち通勤手当に当たるものは当該事業の補助対象とはしていません。しかし、宿泊費や旅費が、請負人の活動業務で必要とな

る経費であれば、請負人活動旅費の対象となります。

Q 2 0 請負人となる者の一部が、申請書提出時点では、決まっていなかったが、審査会までに決まった。そのため、申請書の内容について、差し替えを行いたいが、可能か。

A 2 0 差し替えは可能です。(審査会のプレゼンテーションの際に、差し替え資料を5部提出下さい。)

請負人となる者の経歴や担当する業務については、当該事業について重要なポイントになります。

審査会までに、請負人がまだ決まっていない場合は、どの分野の方と交渉を行っているか、また、交渉の進捗状況などについて、その者を請負人として雇用できる確実性について、資料で提出し、審査会で説明して下さい。

Q 2 1 請負人を最初から4名集めるのが困難である。段階的に増やしていくこととしたいが、そのような計画は可能か。

A 2 1 可能です。申請書にその計画を明示して下さい。審査において総合的に判断します。

Q 2 2 請負人の雇用は、会社が行うのか。県が行うのか。

A 2 2 会社が雇用します。県との雇用関係はありません。

Q 2 3 請負人の雇用に当たり県からの情報提供はあるのか。

A 2 3 情報提供はありません。公益財団法人産業雇用安定センター等へご相談下さい。

Q 2 4 新たに4名雇用するが、請負人としてのスキルを持つ者3名、事務補助員として請負人のスキルを持たない者1名を雇用することとしたい。そのような計画は可能か。

A 2 4 可能です。このケースの場合、申請書にその計画を明示して下さい。審査において総合的に判断します。

ただし、補助対象となるのは、請負人としてのスキルを持つ者の3名分のみです。

Q 2 5 雇用していた請負人が年度途中で退職した場合の手続きは。

A 2 5 退職後、補充をしない場合は、請負人が減員となるため、変更申請書

を提出してください。請負人の減員により、計画変更が必要となるため、変更申請書を提出し、変更承認を受ける必要があります。

また、請負人を新たに雇用し、既存計画どおりに業務を遂行する場合も、請負人を変更する内容の変更申請書を提出し、変更承認を受ける必要があります。

Q 2 6 平成 2 7 年度は請負人 4 名（フルタイム）を雇用し、平成 2 8 年度は 1 名増員し、5 名（フルタイム）を雇用する。この場合も、請負人の補助対象となる人件費として認められる金額は 4 名（フルタイム）分なのか。

A 2 6 そのとおり。4 名（フルタイム）までの人件費を補助対象とします。

Q 2 7 請負人を 8 名雇う。フルタイムに換算すると 3 名分になる。この場合は請負人の補助対象となる人件費として認められる金額は 3 名（フルタイム）分なのか。

A 2 7 そのとおり。3 名（フルタイム）までの人件費を補助対象とします。

Q 2 8 請負人は、これから新たに雇用する者でないとならないか。

A 2 8 そのとおり。当該事業は、雇用開発支援事業費等補助金（戦略産業雇用創出プロジェクト）に基づき実施しています。雇用開発支援事業費等補助金は、安定的で良質な雇用の創造を目的としているため、新規雇用者である必要があります。

ただし、前年度に当該事業に採択された事業者が、その際に雇用した請負人を、今年度も継続して請負人として雇用する場合は、新規雇用者である必要はありません。

Q 2 9 請負人に係る雇用主負担分としての社会保険料等は補助対象経費となるか。

A 2 9 対象とはなりません。雇用主が事業費用として拠出して頂きます。

（その他）

Q 3 0 申請書で提出した計画どおりに、業務推進ができなかった。この場合、補助金は減額されるのか。

A 3 0 はい。進捗状況に応じて減額、又は（計画との乖離が著しい場合は）補助事業者としての事業の継続を認めません。

また、計画の進捗状況は、要綱第 6 条により、毎月 1 回、県へ報告して

頂きます。

Q 3 1 交付要綱等に例示されている請負人の業務について、一年目はその一部を行い、二年目・三年目で業務拡大を図っていきたい。このような計画は認められるのか。

A 3 1 申請書に、どのように事業を行っていくのか明示してください。審査において総合的に判断します。

Q 3 2 中小企業のコンソーシアム化をする場合、構成業者は全て県内中小企業でないとならないか。

A 3 2 コアとなる企業は県内中小企業でなければなりません。

Q 3 3 なぜ、当該補助事業において、新規雇用者を把握する必要があるのか。

A 3 3 当該事業は、雇用開発支援事業費等補助金（戦略産業雇用創出プロジェクト）に基づき実施しています。雇用開発支援事業費等補助金は、安定的で良質な雇用の創造を目的としているため、当該補助事業において、中小企業での新規雇用者の把握が必要です。

Q 3 4 ハローワークから紹介された60歳以上の者を請負人として雇用する場合、一定の条件のもとで、労働局の雇用関係助成金の申請ができる。受注開拓支援事業費との併給は可能か。

A 3 4 原則的には、受注開拓支援事業費の人件費補助を受けている場合、労働局の雇用関係助成金の対象とはならないとの見解を得ていますが、詳細は最寄りのハローワークにご確認下さい。